

山口県最低賃金

平成30年10月1日から

1時間 802円

使用者はこの金額より低い賃金で、労働者(学生アルバイト等を含む)を使用することはできません。

なお、山口県最低賃金のほか、下記の特定(産業別)最低賃金を定めています。

特定(産業別)最低賃金(平成29年12月15日発効、平成30年12月改正予定)

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 1時間913円
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 1時間839円
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 1時間883円
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金 1時間795円

★ なお、今回の改正により、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金の1時間795円(平成29年12月15日改正)を山口県最低賃金が上回ることとなるため、当該使用者は平成30年10月1日以降、山口県最低賃金の1時間802円以上を支払う必要があります。

詳しいことは山口労働局賃金室(083-995-0372)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署